

## 令和7年度 第2回総合教育会議 議事録

### 1 日 時

令和7年11月4日（火） 午後2時から午後4時まで

### 2 場 所

市川市役所第1庁舎5階 第4委員会室

### 3 出席者

田中 甲 市長  
高木 秀人 教育長  
山元 幸恵 教育委員  
大高 究 教育委員  
広瀬 由紀 教育委員  
田中 大介 教育委員  
駒 久美子 教育委員  
関係職員（18名）

### 4 協議・調整事項

- (1) 市川市教育振興大綱具体化パッケージ～学校教育学びの質向上～（骨子案）について
- (2) 令和8年度教育振興重点施策（案）について

### 5 報告

将来の学校のあり方を踏まえた学校施設の整備について

### 6 議事概要

#### ○富永企画課長

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。事務局の企画課富永です。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。「本日の次第」「資料① 市川市教育振興大綱具体化パッケージ～学校教育学びの質向上～（骨子案）」「資料② 令和8年度教

育振興重点施策（案）の概要」「資料③ 将来の学校のあり方を踏まえた学校施設の整備について」をご用意しております。不足等ございませんでしょうか。

それでは、市川市総合教育会議の運営に関する要綱6の（4）に基づき、会議の公開・非公開の決定を行いたいと思います。なお、総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項の規定に基づき、原則公開となっております。本日の議題については、非公開事由に該当する議題ではないと思われますので、会議を公開することいたしますが、よろしいでしょうか。

#### ―――― 異議なし ――――

ありがとうございます。本日の傍聴希望者は10名でございます。それでは、傍聴希望者が入室いたします。

#### ―――― 傍聴者入室 ――――

傍聴人の皆様にお願いがございます。恐れ入りますが、傍聴に当たりましては、先ほどお渡ししました傍聴に関する注意事項を遵守いただきますようお願い申し上げます。

それでは、ここからの会議の進行は市長にお願いいたします。よろしくお願いいいたします。

#### ○田中市長

ただいまから令和7年度第2回市川市総合教育会議を始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。それでは協議・調整事項（1）「市川市教育振興大綱具体化パッケージ～学校教育学びの質向上～（骨子案）について」の協議・調整に入ります。

7月に開催された第1回会議において、私から教育委員会に対して、5つの観点から「教育振興大綱」の推進に向けた、教育施策の具体化を整理するようお願いしました。本日、具体化パッケージの骨子案をまとめていただきましたので、具体化パッケージを策定するにあたって、初めに教育委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。山元委員より順次ご発言いただき、最後に駒委員にお願いできればと思います。

それでは山元委員、よろしくお願いいいたします。

## ■協議・調整事項（1）

### 市川市教育振興大綱具体化パッケージ～学校教育学びの質向上～（骨子案）について

#### ○山元委員

それでは私からは、重点方針1に盛り込まれている「学校運営を支える体制の活性化」、「「幼保・小・中」連携促進のための学校運営を支える体制の整備」及び、重点方針「3.世界につながる市川版英語教育」について意見を述べさせていただきます。

まず、重点方針1についてです。本市では、教育活動の充実と開かれた学校、つながりある学びを実現するため、地域とともにある学校づくりに長年取り組んできました。これらの取組をさらに前進させるには、①小中一貫教育を推進するため、中学校ブロックでの学校運営協議会を設置する②幅広く近隣の教育ソースに目を向け、学校運営協議会のメンバーだけでなく、委員以外も参加し、広く意見を聞くために「拡大学校運営協議会」を開催することが早急に必要と考えます。

それには、地域と学校のパイプ役である地域学校協働活動推進員の役割も大変重要です。小・中・行政が連携して人材の発掘に努めるとともに、この活動の意義や活躍によってもたらされる成果について、当事者、学校関係者、保護者や児童生徒に対して一層の啓発を行うとともに、教職員にも支援者にも負担にならない効率的な活動方法などの情報を、ＩＣＴの積極的な活用により、市内全校で共有する必要があると考えます。なお、推進員については、小・中それぞれに配置し、各小・中それぞれに適した活動を実施する必要があります。

いずれにしても今後、児童生徒数の減少、地域支援者の高齢化などが予想される中で、教育活動を一層充実させるためには、いかに教職員や地域が持つ教育力を最大限引き出し活用するかが重要と考えます。

幼保と小学校の密な連携による小1ギャップの解消、教育の継続性の確保、小中が相互に支援しあえる体制の確立、保護者への一貫した支援の実現などを図るための、小中一貫教育の推進は不可避と考えます。そして、学校間、学校と地域がスムーズに支援しあう基盤として、ＩＣＴ環境等の一層の整備を図るべきと考えます。

次に、「3. 世界につながる市川版英語教育」についてです。市川市では、文部科学省が英語教育において目標としている、中学校卒業段階でC F E R A 1レベル相当6割以上の目標は、63. 6%でクリアしていますが、先進的取組を進める地域とは大きな差が生じています。これまでも、外国人指導員の配置や指導法改善などに積極的に取り組んできましたが、市全体のレベルアップのためには、市川市教育委員会と全校が一体となった組織的な教育活動を行う必要があることから、目標を中学校卒業段階でC F E R A 1レベル相当7割と設定し、次のような取組を推進すべきと考えます。

①市独自に、小学校1年から中学3年生まで9年間を見通した市川版C A N—D Oリストを策定し、学習内容の明確化を図り、小中一貫の英語活動・英語教育を推進する。

②小学校における英語活動・英語教育においては、全ての児童が楽しく英語に慣れ親しめるよう「聞く」「話す」を中心とした活動を展開する。そのために必要なA L Tの各校1名配置を目指す。

③現在は小学校への支援も兼任しているALTを中学校専属として、ALT参加授業を現状の1.5倍に増やすとともに、より有効なALTの活用方法を、市川市教育委員会が具体的に提示、指導する。

④学校として生徒の正確な能力を把握するとともに、生徒が学習に目標を持てるよう、外部検定試験への挑戦を支援する。以上の4点でございます。

また、今年度の全国学力・学習状況調査の結果をみると、小中ともに、「課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができたか」の質問に対して肯定的な回答の割合が全国平均をかなり下回っています。他の項目と合わせて分析すると、本市児童生徒は、まじめに学習に取り組む一方、自己肯定感が低く、自分の考えを示さずに、教師や他者の意見や指示を待ってしまう傾向にあり、その傾向は学年が進むにつれて顕著となっていると思われる。

この課題を解決するために、全教科上げての一層の授業改善や、特別活動等の充実に取り組むのは当然ですが、児童生徒が積極的に思考したり活動しやすい場面を、英語活動や英語教育の中に積極的に設け、自分で考えて活動する楽しさや達成感を実感させ、学習に対する自信を持たせることも、有効な方法の一つであると考えます。このような観点からも、英語教育の推進に市川市教育委員会が全力で取り組むことが重要と考えます。

私からは以上でございます。

## ○田中市長

ありがとうございます。

それでは、大高委員。よろしくお願ひします。

## ○大高委員

私は医師会の者として教育委員を務めております。今日お話しする内容としては、この重点方針のうち、「5. 子どもの健康と安全・安心の確保」に関する部分です。ただし、こちらに挙げられている5項目については、教育委員会事務局の職員の皆さん、そして学校現場の先生方がしっかり進めてくださっているところだと思います。その上で、医師会の立場から少し補足・提案をさせていただきたいと思います。

まず「食育」についてです。教育委員会と学校が真摯に取り組んでいただいているので、追加はないのですが、食事の欧米化が生活習慣病の発症リスクを高めていることは確かです。やはり、正しい食生活を身につけるという観点から、和食の日を設けたり、和食文化を学ぶ機会を設けたりすることは非常に有効だと思います。和食というのは、世界的に見ても健康の基盤であり、これを推進していくことはとても大切なことです。例えば、月に1回は和食の日を設けるなど、そういう試みを行政と連携しながら進めていくと良いのではないかと考えています。

後は、いつも申し上げることですが、早寝早起きや朝食の重要性については、突き詰めれ

ば「規則正しい生活を送ること」に尽きます。早寝早起きをして、しっかり朝ごはんを食べ学校に行く。放課後や朝の居場所についても、学校という場を活かすことに尽きると思います。

以前より、申し上げている早寝早起きについてですが、昔は、夜10時から2時が最も成長ホルモンが分泌されると言われていましたが、最近の研究では間違いであること、必ずしもその時間帯に限らないということが分かってきています。大切なのは深く熟睡すること、つまり、早寝早起きはもちろんよいことではありますが、時間にこだわるのではなく、良質な睡眠をとることが一番重要です。結局、規則正しい生活をして、毎日ほぼ同じ時間に寝て、同じ時間に起きる。それが良好な睡眠につながります。朝しっかり起ければ、自然と朝食もとれます。朝食のメリットについてはこれまで多く言われていますが、補足しますと、これは栄養的にも精神的にも、さらには学力的にも良い影響を与えるというデータが出ています。私が強く申し上げたいのはこの2点です。農林水産省からも「朝食をとることによる効果」に関する研究レポートが出ており、ダウンロードも可能です。これによると、朝食をきちんととる子どもは、栄養バランスが良く、精神的にも安定し、学力・体力の向上にもつながるという結果が出ています。ですので、やはり基本は「規則正しい生活」を送ることに尽きると思います。

次に、コロナ禍以降、外で体を動かす機会が減ってしまい、その影響も出ていると思います。やはり自然の中で活動すること、例えば、少年自然の家などの宿泊体験や屋外活動はとても効果があります。朝の散歩だけでも効果はあります。なぜかというと、日光を浴びるからです。日光を浴びることで、セロトニン、メラトニン、ビタミンDなど体内で必要なホルモンやカルシウムが分泌され、心身の健康に良い影響を与えることが証明されています。最近はどうしても屋内での活動が多くなり、タブレットやスマートフォンを使う時間も増えています。家にこもるだけでなく、学校で校外活動、校外学習の時間があればよいのではないかと思います。宿泊体験についても、子どもたちが親元を離れ、生活することは自律心を養う、集団生活の基本を学ぶなどのメリットがあると思われます。

最後に、タブレットの弊害についてです。タブレットを禁止するわけにはいかないので、うまく利用することが重要です。アメリカでは「20-20-20ルール」というものがあります。タブレットやパソコンの画面を20分見たら、20フィート先を20秒見る、という目を休めるルールです。これは視力への負担を減らすためのもので、日本でも取り入れてよい考え方だと思います。

私からは以上でございます。

## ○田中市長

ありがとうございます。

では続いて広瀬委員よろしくお願ひします。

## ○広瀬委員

私からは、重点方針5の「④放課後活動の充実・朝の居場所の確保」及び重点方針「2. 誰一人取り残さない学びの保障」についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、「④放課後活動の充実・朝の居場所の確保」についてです。以前から話は伺っておりましたが、従来からあった放課後保育クラブと、放課後こども教室の連携を推進していくことで、家庭環境に関わらず放課後の活動が保障されるということで、放課後保育クラブを利用しているお子さんの場合、保護者の条件などと兼ね合わせて利用できていましたが、こども教室の場合は、今まで放課後保育クラブを活用したくてもできなかった家庭が、「こども教室があるから活用してみよう」という形で利用できるようになったという面もあるかと思います。この両者の連携が図られることで、内容的にも充実すると思いますので期待しております。

また、資料の最後の行に「小学校の始業前に、朝の居場所をつくる。」という記載もありましたが、長時間保育を預けて働いていた親にとっては、園からそのままお子さんを預けて出勤することができる環境があった一方で、小学校入学後に朝の預け先がないというジレンマを抱えていたご家庭も多いと思います。そういう部分の課題が少しでも解消され、前向きな方向に変わっていくことを願っております。

次に、重点方針「2. 誰一人取り残さない学びの保障」についてです。特に「②特別なニーズに応じた学びの提供」については、私自身の言葉の足りなさを痛感し、反省するところもあります。私自身、「特別な子に対する特別な教育ではない」ということをずっと申し上げてきたつもりだったのですが、資料の中で、特別支援学級の設置、須和田の丘支援学校に児童生徒増加に伴う対応について受け皿のキャパシティを増やすという二つの方向性が示されました。この点について、自分の言葉が足りなかつたと感じた次第です。

繰り返しになりますが、特別支援教育というのは、すべての子どもを対象とする必要な支援であると考えています。つまり、障がいというものを「個人の中に原因がある」とする従来の医学モデルではなく、「社会の側で環境を整えることによって、すべての子どもが持つ力を最大限に発揮できるようにする」という社会モデルの発想に基づいていくことが重要だと考えます。こうした観点から、特別支援教育の拡充だけでなく、通常学級における特別支援教育の充実についても、今後このパッケージの中でご検討いただけると大変ありがたいと思っています。

その背景として、9月5日に教育課程企画特別部会で、次期学習指導要領改訂に向けた論点整理が出されております。その中で「多様性の包摶」という文言が登場し、すべての子どもを対象として、社会全体の構造変化を踏まえて具体化するものであるという理念が深く関わり、多様性の包摶という文言が出てきたと思います。その中では、通常学級における教育課程も柔軟にとらえることが必要であると述べられており、これは「特別な教育の場を別に設ける」という発想ではなく、教育の枠自体を広げることで、多様な子どもたちを含めた学級運営を可能

にするという方向性だと理解しています。この考え方は、今後の教育振興大綱具体化パッケージを検討していくうえで非常に大事な視点になると感じています。

また、懸念点として、教員の不足という現状もあります。場を増やす、体制を拡充するという方向に進む際、教員のなり手が減少しているという現実的な課題も無視できません。中には、講師登録をされている方が特別支援学級を担われるケースもありますが、専門性の高い対応が求められるため、現場ではご苦労も多いと伺っています。したがって、特別支援教育の拡充というよりは、通常学級を含めた教育の考え方そのものを広げ、柔軟に変化させていくことによって、多様な子どもたちが共に学べる環境を整えることが、このプランの中でも重要な方向性ではないかと考えております。

私からは以上でございます。

## ○田中市長

ありがとうございます。

それでは、田中委員、よろしくお願ひします。

## ○田中委員

私からは、重点方針「5. 子どもの健康と安全・安心の確保」の中の「③部活動の地域展開」について、意見を述べさせていただきたいと思います。

部活動の地域展開につきましては、記載のとおり「地域展開ロードマップ」に基づいて、運動部の活動を拡大し、今後は文化部もさらに拡大していくという運用になっていると承知しています。前回も法的責任、いじめ防止の観点から少し意見を述べさせていただきましたが、今回はこのロードマップに沿って地域展開を具体的に実施していく際に、私が少し違った視点から感じていることをお話しさせていただければと思います。

私は弁護士をしておりますが、千葉県内でも比較的多くの非行少年事件を担当してきました。その経験から申し上げると、この部活動というのは、本当に子どもの健康と安全・安心の確保にとって非常に重要な位置づけにあると感じています。警察署などで非行少年と接する中で、「部活動を頑張っていたときはよかったけれど、やめてから自分が悪くなった」という声をよく聞きます。もちろん、非行の原因は少年の資質や家庭環境など、さまざまな要因が複雑に絡み合っていますので、部活動だけが原因というわけではありません。しかし、印象としては、中学生の時期における部活動での居場所というのは、非常に大きな意味を持っていると痛感しています。

心が不健康でない状態、つまり気持ちのバランスが取れている状態を維持できることが、行動面にも良い影響を与えます。こうした観点から見ても、この部活動の地域展開をしっかりと進めていくことは、まさに子どもの健康と安全の確保という観点で、非常に重要な取り組みだと考えています。当然、国の改革方針を踏まえて地域展開が求められているわけですから、課題は多いと思いますが、これまでの部活動の良かった点、教育的な意義や、子どもたちの居場所としての役割が後退することなく、むしろ拡大していくような形で実施されることが望まし

いと思っています。

私自身、教育委員を3年ほど務めており、その中で感じたことがあります。例えば、市川市の中学校の初任者研修などで、様々な教科の先生が一堂に会してディスカッションを行う機会があります。地域展開を進める中でも、同じ種目の専門性だけで連携するのではなく、運動部と文化部の先生方が意見交換をするなど、「どうすれば子どもたちの特性や発達段階に合った活動を展開できるのか」という研修機会も、重要な気になるのではないかと感じています。

また、教育委員として学校訪問の際に、中学校の部活動の部長や生徒会の生徒たちと話す機会もあります。「大会で勝ちたい」と真剣に練習している生徒もいれば、「自分は1時間だけ練習して早く帰って本を読みたい」という生徒もいます。1つの部に所属するという従来の形だけでなく、兼部などのように、子どもたちが自分の興味や関心に合わせて多様な活動を選べるような地域展開をしていただけだと良いのではないかと思います。特に、子どもの視点から見れば、今後もさまざまな施策の成果検証が行われると思いますが、教員の負担や経済的な負担など、大人側の課題だけでなく、生徒自身の意見にも十分に耳を傾けながら進めていただきたいと思います。

私からは以上でございます。

## ○田中市長

ありがとうございます。

それでは駒委員、よろしくお願いします。

## ○駒委員

私からは、重点方針「4. 乳幼児期からはじまる読み聞かせ環境の充実」について、2点ご提案申し上げます。読み聞かせることは、考える力、感じる力、想像する力を育み、生きる力の基盤となります。国立青少年教育振興機構が2019年に実施した調査結果によりますと、幼少期の読み聞かせ経験が成人後の自己肯定感や社会性、学びの意欲といった点にポジティブな影響を与えることが明らかになっています。

また、東京大学のC E D E P（発達保育実践政策学センター）とポプラ社の共同研究によると、3歳から6歳の幼児とその保護者を対象にしたオンライン調査で、家庭における「絵本の読み聞かせの量」が子どもの“かな文字を読む能力”と関連し、「読み聞かせの質」が“他者の情緒を理解する力”と関連していることが示されています。これは日本の幼児を対象とした研究で初めて定量的に示した研究であり、量と質の双方が発達を促進することが明らかとなっています。

量と質を担保するために、1点目として、「対話型の読み聞かせ」の充実を提案します。前回も少し申し上げましたが、「P E E Rストラテジー」というものがあります。これは、子どもに物語に関する質問を投げかけ、その回答を受け止めて広げていく、という対話の繰り返しによって、単なる「イエス・ノー」にとどまらない発話を促す手法です。こうした対話による共有体験が、幼児の語彙力や表現力を高めると考えられています。乳幼児期の読み聞かせという

のは、大人から子どもへの一方向ではなく、大人と子どもの双方のやりとりが大切です。そこを充実させることで、子どもの語彙力が育まれていくと考えています。

2点目として、公立図書館や学校図書館における、「アニマシオン」を取り入れることを提案します。アニマシオンとは、スペインのモンセラット・サルト氏が開発した読書活動で、子どもが本を読めるようになるためには、教育が必要であり、本を読まない子どもに対して、創造的な遊びを通して読む力を引き出すことを目的としています。

例えば、乳幼児期の段階では、同じ物語を2度読み、2回目にはわざと読み手が登場人物や場面設定を間違えます。それに子どもが気づいて「違うよ」と指摘する、こうしたやりとりを繰り返すことで、子どもたちは物語を注意深く聞こうとするようになります。この活動はすでに日本の公立図書館でも取り入れられており、東京都江戸川区立図書館や山梨県甲州市立図書館などで実施されています。また、フランスの公共図書館では、すべての図書館でこの読書活動を実施しており、学校のクラスを定期的に受け入れて、幼稚園や小学校向けのアニマシオンのプログラムを年間計画を立て、提供しています。地域の幼稚園や学校へ提案し、あるいは学校の先生から相談を受けたりするなど、相互に協働しています。このように、地域と学校が連携した読書推進の取り組みを進めることができると考えます。

実際に、市川市内の富貴島小学校でも、2022年11月に6年生を対象としてこの読書活動を試行していました。こうした取り組みが単発に終わらず、学校図書館や公立図書館と継続的に連携して実施されることによって、子どもたちがより豊かな読書力を身につけていくことができると言えています。

以上のような取り組みを通じて、将来像である「すべての子どもが1か月に1冊以上の読書習慣を取得する」ことに繋がると思います。

からは以上でございます。

## ○田中市長

ありがとうございました。委員の皆様からのご意見を真摯に受けとめ、教育振興大綱の実現に向け具体的な取り組みを進めていきたいと思います。

それでは、委員の皆様からいただいた意見を踏まえて、具体化パッケージの骨子案について、教育長から説明をお願いします。

## ○高木教育長

恐れ入りますが、資料①「市川市教育振興大綱具体化パッケージ～学校教育学びの質向上～(骨子案)」をお願いします。

まず冒頭ですが、市川市として、市民に対し、市立学校の全校において、「充実した人生の基盤づくりに責任」を持つことを宣言します。特に、市川市の場合は、高校以上の学校を設置していないので、中学校卒業までを通して、「高校以上の社会につながる」ことを重視する必要があります。

その上で、第1回総合教育会議で市長からご提案いただきました5つの観点を踏まえ、「5

つの重点方針」を示すこととしました。その重点方針ごとに、目指すべき将来像とキヤッチフレーズ、そのために必要な具体的な施策を示しています。

1つ目の重点方針としましては、「中学校卒業まで」学びの連続性の全校展開です。冒頭の宣言通り、市川市として、「充実した人生の基盤づくりに責任」を持つためには、幼稚園、保育所、認定こども園から中学校卒業までの間の「学びの連続性」を全校で全うする必要があります。その際、地域と学校が連携・協働し、地域住民に見守られている感覚が持てれば、子どもたちは安心して学び、育つことができます。そこで、1つ目の将来像として、子どもたちが「15年間地域に見守られながら切れ目ない学習環境」を享受できることを掲げました。

具体的な施策としては、地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会は、現在、学校ごとに設置されていますが、これを中学校ブロックごとに設置することにより小中一貫教育を推進し、将来的な義務教育学校への移行を進めます。

また、将来の社会の創り手である子どもたちには、できるだけ最先端で快適な学習環境を提供する必要があります。そこで、2つ目の将来像として、「充実したICT環境など、時代に即した快適な学校施設を提供」することを掲げました。

具体的な施策としては、Wi-Fi環境やタブレット端末を整備更新して情報活用能力の向上を図ることや、教室や体育館へのエアコンの設置促進などを進めます。これらのキヤッチフレーズとして、15年間の学びの連続性を示す「市川シームレス15」を掲げました。

2つ目の重点方針は、「誰一人取り残さない学びの保障」です。学校は多様な個性や特性、属性の子どもが在籍しております。これらの子どもたちも必要な学びを受けられるようにしなければなりません。そこで、将来像として、「すべての子どもが学校内外で自分にあった学びの場を享受」できることを掲げました。

具体的な施策としては、学校に通学できない子どもの居場所として、生涯学習センターに「サポートルームふれんど市川」を設置していますが、その分室を南行徳公民館に設置することや、特別支援教育、外国籍児童生徒に対する日本語指導を充実することを進めます。これらのキヤッチフレーズとして、取り残される子どもをゼロにする「市川レフト ビハインド0」を掲げました。

3つ目の重点方針は、「世界につながる市川版英語教育」です。国や千葉県では、中学校卒業段階で、CEFR A1レベル相当と言われる英検3級相当以上を達成した中学生の割合を6割以上とする目標を掲げていますが、令和6年度の市川市立中学校3年生は、既に63.6%まで達しています。そこで、更なる高みを目指す将来像として、「7割以上の子どもが中学校卒業時までに英検3級レベルの英語力を取得」することを掲げました。

具体的な施策としては、小中一貫した英語活動・英語教育のカリキュラムを策定することや、現在は中学校ブロックに配置しているALTと言われるネイティブスピーカーを小学校全校に配置することなどを進めます。これらのキヤッチフレーズとして、7割以上の子どもの英語力取得を示す「市川ターゲット70」を掲げました。

4つ目の重点方針は、「乳幼児期からはじまる読書環境の充実」です。子どもたちに必要とされる資質・能力を育む上で、英語力だけでなく、読解力や想像力、思考力、表現力などを養う読書活動の推進が不可欠です。ところが、1か月の間に1冊も本を読まない「不読率」は、

全国平均で小学生8.5%、中学生23.4%にものぼります。そこで、将来像として、「すべての子どもが1か月に1冊以上の読書習慣を取得」することを掲げました。

具体的な施策としては、絵本専門士などの活躍による乳幼児期からの読書活動や、学校の新聞配備を促進して授業で活用することなどを進めます。これらのキャッチフレーズとして、読書習慣を持つ子どもを100%とする「市川リーディング100」を掲げました。

最後に、5つめの重点方針として、「子どもの健康と安全・安心の確保」を掲げました。子どもたちが「知・徳・体」をともに育み、心の健康と体の健康のバランスがとれた、活力ある生涯を送る基盤を育成する必要があります。そこで、将来像として、市川市のスローガン「「健康寿命日本一のまち」で健康な心と体を育成」を掲げました。

具体的な施策としては、食材の価格高騰に対応した学校給食や食育の充実や、小学校の電子錠・中学校の防犯カメラの導入促進、部活動の地域展開、放課後活動の充実・朝の居場所の確保、自然体験活動の充実などを進めます。これらのキャッチフレーズとして、「健康寿命日本一のまち」を示す「市川ウェルビーイング1」を掲げました。

2~4頁は、重点方針ごとに、年限を示して、具体的な施策を記載しています。これらについては、中央教育審議会をはじめ、国の方針・施策に対し整合性をとったものをまとめています。

例えば、①では、中学校ブロックでの学校運営協議会は、令和8年度から準備が整ったブロックから開始し、令和9年度には全ての中学校ブロックで移行を完了します。③では、小中一貫教育を進め、将来的な義務教育学校への移行を進めますが、移行が困難な学校の中では、学校の特色づくりを強化して、通学区域外からの児童生徒も広く通うことを可能とする「特認校制度」を令和9年度から導入します。④では、特別教室へのWi-Fi整備を令和9年度までに終え、⑤では、体育館などのエアコン設置更新を10年度までに終えます。

3頁をご覧ください。重点方針2の①では、南行徳公民館に「サポートルームふれんど市川」の分室を令和8年度に設置します。また、重点方針3の②では、小学校全校にネイティブのALTを令和8年度から配置し、④では、中学校3年生に対して、英語の外部検定試験の受検料を令和9年度から補助します。

4頁をご覧ください。重点方針4の②では、乳幼児期に対する読み聞かせなどの様々な支援策を令和8年度から開始し、④では、国の計画に定められた新聞数を令和8年度から配備します。重点方針5の②では、小学校等の電子錠を令和8年度までに設置完了し、中学校の防犯カメラを令和9年度に設置を完了することで、安心で安全な環境を整えます。

これらについては、学校教育を進めていくための器だと考えています。実際、子どものための学びを提供していくためには、授業をはじめとした学校の取り組みが必要になると思います。この器を作った上で、各学校における取り組みを充実することが重要です。

教育委員会で取りまとめたパッケージは以上となります。これに加えて、市長から盛り込むべき事項等ございましたら、ご意見を承れればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

## ○田中市長

ありがとうございました。各委員の皆様におかれましては、今の教育長の説明を受けて確認したいこと、提案など闇達なご意見を承りたいと思います。

その間、私が少しお話させていただきます。私は常々、「子どもたちの未来が市川市の未来」と考えています。市川市に限定して教育をとらえているわけではありませんが、子どもたちがどういう教育を受け成長していくのか、市川市の未来に大きく関わっております。そのため、教育振興大綱は重要なものになると思っております。中学校卒業時点までに学力の基盤の形成、豊かな心、健康な体の育成を図る必要があると感じております。これから社会は、国際化が間違いなく進んでいくと思いますので、国際化に対応できる人材を育成することで、市川で育つ子どもたちが国際化に対応できると同時に日本人としての魅力も増すのではないかと思っています。

委員のみなさん、ご意見いかがでしょうか。山元委員お願ひいたします。

## ○山元委員

骨子内容については、これから必要なことが盛り込まれていると思います。教育長の話した通りこれは器になり、それが学校の教育活動で生かされ、市川の子どもたちの育成へつながります。その場合、学校側が置かれている様々な課題や厳しい現状を教育委員が常に目を向け、進めていく必要があると再度思ったところでございます。

私からは以上でございます。

## ○田中市長

ありがとうございます。

大高委員、いかがですか。

## ○大高委員

子どもたちの健康には、規則正しい生活がすべてだという話をしました。子どもたちに直接教育するというよりは、保護者への教育が必要だと思うので、教育現場として考えただければと思います。

## ○田中市長

ありがとうございます。

広瀬委員、いかがですか。

## ○広瀬委員

パッケージは学校教育を進めるための器を示したものであり、その中で学級の設置やキャパシティを増やすことが掲げられ、通常学級については継続的に行うものであると理解しました。通常学級における特別支援教育に関して、グッドプラクティスなどを活用し研修の充実や資料の共有を図り、通常学級における職員の先生方の理解を深めることもご検討いただければ幸いです。

## ○田中市長

教育長いかがですか。

## ○高木教育長

着任し半年が経過しましたが、市川市の弱点と考えているところがございます。学校の自主性を尊重はしているのですが、数々の判断を学校に委ねているところです。最低限、市が主体的に取り組むべき部分は教育委員会が主導し、各学校にやっていただくといったものが必要であると思います。つまり、各学校が判断しなくとも教育委員会が判断すれば進められるものもあるのではないかと。具体的な事例は今申し上げられませんが、学校の意味のない負担を減らしていく必要があると思います。

もう一点申し上げると、個々のグッドプラクティスはあるのですが、その学校内もしくは個々の教員内で終わってしまう感じがあります。そういうたグッドプラクティスを横に広げていく部分も非常に弱いと考えていますので、強化していきたいと思います。これらはパッケージで落とし込めていない部分になりますので、申し訳なく思います。

## ○田中市長

広瀬委員の要望、意見についてはいかがですか。

## ○高木教育長

あくまで我々で整理させてもらった骨子案ですので、この後市長からあります実際のパッケージを市長が作成いただくことになります。その中で盛り込めなかったご意見についても含め、市長と一緒に作成できればと考えております。

## ○田中市長

ありがとうございます。

田中委員、いかがですか。

## ○田中委員

本日発言した以外の内容でいうと、読書環境の充実というのはかなり細かく設定されており、非常によいと思います。ただ本を読んでくださいということではなく、場を設定してあげることは大事だなと思いました。私はよく書店に行くのですが、子どものコーナーで小さい子が熱心に本を読んでいるときにお母さんが「もう行くよ」と連れて帰られる場面を見ると、そのような場はどの子にも必要だと感じますので、ぜひ進めていただければ幸いです。

## ○田中市長

ありがとうございます。

駒委員、いかがですか。

## ○駒委員

こちらの骨子案で、器としてのあり方がよく分かりましたので、それを踏まえ、方法や人的な環境についてのご提案をさせていただきましたので、私の方からは特にございません。

## ○田中市長

ありがとうございます。今までの積み重ねの上、私が投げかけた5つの観点を踏まえ、本市に必要な施策を示していただけたものと受け止めております。これを推進することで教育振興大綱の実現につなげてもらいたいと思います。それをまとめた上で「市川市教育振興大綱具体化パッケージ～学校教育の学びの質向上～」として、市長名で策定いたします。策定にあたっては委員の皆様より貴重なご意見を承っておりますので、そのご意見を尊重した上で意義ある骨子案を作り上げていただきたいと思います。

今後についてですが、令和7年11月17日の記者会見上で具体化パッケージについて発表させていただきたいと思います。発表後、市民の皆様にホームページなどを通じてお伝えしてまいります。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

### ■協議・調整事項（2） 市川市教育振興大綱の取り組み状況について

## ○田中市長

続きまして、協議・調整事項（2） 令和8年度教育振興重点施策（案）についての協議・調整に入ります。教育委員会からの説明をお願いします。

## ○根本教育振興部長

それでは、令和8年度教育振興重点施策（案）についてご説明申し上げます。

お手元の資料「令和8年度教育振興重点施策（案）概要」をご覧ください。令和8年度の重点施策については、2点を基に作成いたしました。

1つ目は、教育振興大綱推進に向けた「市川市教育振興大綱具体化パッケージ～学校教育学びの質向上～（骨子）」、2つ目は、市川市教育振興基本計画における教育行政課題への対応でございます。資料に大きく表示していますマトリクス図は、縦軸に「教育振興基本計画」、横軸に「教育振興大綱」をおき、この2点に紐づく取組を配置しております。そして、これらを包含する施策を6つに整理いたしました。右側青囲みの、「令和8年度教育振興重点施策」をご覧ください。

上から5つについては、「具体化パッケージ」の骨子と同様の施策となります。

6つ目には、生涯学習の充実として、「人生を豊かにする生涯にわたる学びの基盤づくり」を設定いたしました。人生を豊かにする生涯にわたる学びの基盤づくりでは、公民館や生涯学習センター、考古博物館・歴史博物館・自然博物館をはじめとする社会教育施設の整備を行い、市民の学びを支えるとともに、若者から高齢者まで多世代による社会教育への参画を推進します。

また、10月18日に開催いたしました「全国国府サミット in 市川」を一過性のものとせず、文化財レガシーを継承・発展させ、市民の文化財への興味関心を高める取組を行っていきます。そして、下総国の国府が置かれていた国府台遺跡での国庁や国衙の調査研究を進めるとともに、本市に残る貴重な文化財の保存・継承に努めます。

説明は以上でございます。

## ○田中市長

ありがとうございました。5つまでは確認していただいているので、6つの生涯学習や文化財保護の内容について、教育委員の皆様からご意見やご感想があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

## ○高木教育長

この令和8年度教育振興重点施策案作成にあたり、私がこだわりを持って入れさせてもらった文言が1つございます。一番左の行の下から2番目、紫色のところで、「多世代による社会教育の参画推進」といった文言があります。

昨年度、中央教育審議会で今後の社会教育のあり方に関して、諮問が行われ社会教育のあり方に関する特別部会で、議論が進められているところでございます。その中で大きく色々なことが議論されていますが、私が注視していることが2点あります。

1点目が公民館、博物館、図書館といった施設での社会教育の充実についてです。地域の方々が色々な場所で社会教育活動をしており、地域・社会にとっての課題をどのように把握し、どうその地域社会を良くしていくかといった取り組みをしています。その中心、中核になる方々、諮問文の中では社会教育人材という言葉が使われていますが、そういった方々をネットワーク化し、一緒にうまく行政とやっていきましょうと。地域・社会を良くしていくために、そういった方々と、活躍を促進していきましょうといった話が出ています。その場所も重要です。公民館や博物館といった場所も重要ですが、そういったを中心とした新たな社会教育活

動といったことも重要ではないかと思っているところでございます。

2点目が若年層の社会教育の参画です。今年の10月、市川市でも各公民館で文化祭等開かれておりました。色々な活動を教えていただきましたが、正直申しまして年齢層が高いです。やっぱりその地域のこと、課題を把握して一緒に取り組んでいくためには、もっと若い層も参画いただく必要が出てくるところでございます。

例えば、先ほど申しました中央教育審議会の特別部会では、当時着任時は大学2年生、19歳だった方を委員に置いていますし、島根県の教育委員会の社会教育委員にも当時大学3年生だった方を置いたりしながら、若者をいかに社会教育に参画いただくかといった取り組みをしています。そういう取り組みは、やはり市川市における公民館活動を含めた、社会教育活動には重要な点と考えております。すぐに8年度から施策というのはなかなか難しいかもしれません、そういう思いを込めまして、ここに多世代による社会教育の参画推進といったものを入れさせていただきました。

以上でございます。

#### ○田中市長

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

#### ○広瀬委員

先日、国府サミットに伺わせていただきまして、様々な世代が参加されていて、熱心に活動されていた。こういった取り組みが刺激になることを知り、大変勉強になりました。

#### ○田中市長

ありがとうございます。他にご意見は大丈夫でしょうか。これらの施策は、教育振興大綱及び教育振興基本計画を具体化するものでありますのでぜひ着実に進めていただきたいと思います。

### ■報告 将来の在り方を踏まえた学校施設の整備について

#### ○田中市長

次に報告事項として、将来の学校のあり方を踏まえた学校施設の整備について教育委員会より説明いたします。

#### ○中崎教育振興部次長

資料の説明に先立ちまして、総合教育会議においてこの報告を行う理由についてご説明させていただきます。先ほど教育長より説明がありました資料①、こちらの2ページ目をご覧ください。

「③小中一貫した教育と時代に即した学校施設の整備」の1項目目、「小中一貫教育を推進

するための学校のあり方や建替えの考え方を整理し、学校環境基本計画を改定する」とあります。学校の建替え等につきましては、財政面や公共施設全体をマネジメントする観点から、市長部局と教育委員会による十分な連携が必要不可欠と考えているため、本総合教育会議において報告させていただくものです。

それでは、資料③「将来の学校のあり方を踏まえた学校施設の整備について」をお願いします。「①将来の学校のあり方」についてです。上の項目「小中一貫教育の推進」、こちらでは2行目の下線部「全市的に小中一貫教育を推進する」、続けて3行目の下線部「小中学校が同じ校舎にあり、1人の校長が1つの組織で運営する義務教育学校」これが効果的であると考えているところです。それを踏まえた上で、その下にある「必要な学校施設」の項目では、それぞれの施設一体型義務教育学校、こちらが理想であること、学校運営協議会による合意形成が必要であると考えていること、施設一体型義務教育学校や段階的な移行が視野にあること、建替えにあたっては、標準的には児童数生徒数や社会的ニーズの変化に対応するため、学校内の間取りの変更や、用途の変更が可能なものであること、そして、適正なコストであることを挙げております。最後に、特認校や複合化などの特色や地域ニーズに応じた施設とすることを掲げます。

青い右側の矢印の先で囲った部分で、上から2つ目「建て替えの進め方」について説明させていただきます。原則、築年数の順に建て替えを進めます。古い順に建て替えを進めますが、義務教育学校への移行について、合意形成が図られた中学校ブロックにおいては、校舎整備を前倒しすることを示しました。

それでは資料の中段、黄色のライン「②施設形態に関わる条件」についてです。条件としては「A. 学校規模」、「B. 通学環境」、「C. 街づくり」の3項目としました。「A. 学校規模」につきましては、9年間を学ぶ義務教育学校の適正規模18学級から27学級としました。9年間ですので、1学年当たり2~3クラス平均という規模になります。

続いて、「B. 通学環境」につきましては、通学距離が長くならないか、学校が遠いということがないか、児童生徒への負担や危険の観点からの条件になります。

最後に「C. 街づくり」につきましては、都市整備計画によって児童生徒の急増等が見込まれる場所なのかといった条件になります。3つの条件のうち特に「B. 通学環境」と「C. 街づくり」の条件を満たさないもの、つまり学校までの距離が非常に長くなってしまう、または将来大きな道路や開発が見込まれるといった場合には、右側の緑色の表の一番下、Bが×、またはCが×である場合には、複合施設化や特認校といったことも含めて考えて、移行していくこととなります。一番下の黄色いライン、「③施設形態のイメージ」につきましては、例示ですので説明は割愛させていただきます。これらの内容を冒頭に申し上げました市川市学校環境基本計画に落とし込んでいくことで、一部改定を行ってまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

## ○田中市長

ありがとうございます。教育長、補足はありますか。

## ○高木教育長

やはり小中一貫教育を進めていくには、理想像としては、施設一体型の義務教育学校です。しかしながら、今教育振興部次長からご説明したとおり、通学環境やまちづくりの関係で、義務教育学校にはできない学校もあると思います。そういうところに関しては、先ほどの骨子案でもご説明させていただきましたが、学校の特色づくりを強化し、特認校の制度を導入できればなど考えております。

特認校というのは、通学区域以外の児童生徒もその学校に行けますよ、その学校に行きたいといった児童生徒が行けるようにしましょうといった制度ですので、そういうことも組み合わせながら、その学校配置の適正化を図っていければなと思っているところでございます。

以上でございます。

## ○田中市長

ありがとうございます。委員の皆様から何かござりますか。

## ○山元委員

これまで市長におかれましては、市川の子どもたちのためにということで、大変ご協力いただきているところでございますが、やはり色々なところで耳にするのは、教職員の疲弊という問題がございます。特に人材、人手が足らなくなっている、講師さえ見つからないという厳しい現状がございます。

そういう中で、これはもう国の問題でもありますが、やはり市川市としても放っておけない問題であると思いますので、その時に地域の人材、ボランティアや色々な方もその知恵と技術をぜひその学校に組み入れていく、そういうことも必要だと思いますし、また市として、ある程度の予算をつける中でいろんな人材を確保していくということも必要になってくると思います。すべては子どもたちのためですので、この学校の疲弊した現実は、ぜひ心にとめといいていただけたらなと思います。

私からは以上でございます。

## ○田中市長

重要な点ご指摘いただきました。本日は皆様、それぞれ専門の視点から貴重なご意見を賜り誠にありがとうございました。子どもたちにとって明るい未来となるように、教育委員会の皆さんと力を合わせ、具体的パッケージ、教育振興を重点施策に基づく取り組みを進めて参まいりたいと思います。これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

本日はお忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございました。以上をもちまして、令和7年度第2回総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。